

郵便事業株式会社の新規物流業務について

はじめに

当協会では、郵政公社の民営化に伴う民間事業への進出に際しては、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)や、郵政民営化法に定めるところに従い、競合する民間事業との対等な競争条件を確保するとともに、同業他社の利益を不当に害することがないように、特に配慮していただきたいと考えます。

今回意見募集に係る、郵便事業株式会社の新規物流業務への進出についても、これらの条件が守られることが、重要と考えており、そのような観点から、下記の措置を講じていただくよう要望します。

記

1. 他の民間事業者とのイコールフットイングの確保

今回申請に係る、郵便事業株式会社の新規物流業務に関しては、競合する他の民間事業者とのイコールフットイングが重要と考えております。

郵便事業株式会社は、旧郵政公社がその長い歴史の中で蓄積した経営資源、顧客情報、社会的信用力を継承していると思われませんが、これらが、当該物流子会社に、不当に低い対価で提供されたり、流用されることとならないようにお願いします。

具体的には 本件新規業務を行う物流子会社は、郵便事業株式会社が保有する国内集配ネットワーク(営業網、集配、輸送網)を活用して、航空貨物の集配を行うこととされていますが、当該国内集配ネットワークについて、イコールフットリングの観点から、私ども民間事業者にも適切な条件の下、開放していただくこともご検討していただくようお願いします。

当該新規子会社の活動等を今後もフォローしていただき、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害していないかを定期的にチェックいただくようお願いいたします。

以上